平成２４年（フ）第２５７４号
愛知県瀬戸市八幡台４丁目８番103号
債務者　川本　清美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９号
名古屋市緑区滝ノ水５丁目1003番地　Ｃａｓａ滝ノ水103号、従前の住所名古屋市緑区滝ノ水３丁目513番地　アイレック滝ノ水202号
債務者　玉置　仁美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０号
愛知県小牧市藤島町居屋敷240番地４
債務者　小賀野　創
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７８号
岡山県井原市井原町606番地１　今井アパート３号
債務者　石井　光正
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４７７号
高知県香南市野市町母代寺212番地１
債務者　西内　千恵
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６１号
茨城県ひたちなか市海門町１丁目17番29号
債務者　磯崎　　弘
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４６８号
茨城県笠間市下市毛589番地５
債務者　山口　昭人
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５００号
茨城県小美玉市大笹286番地１
債務者　宇津野徳郎（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
埼玉県春日部市豊町５丁目５番地６　壱番館209号、旧住所東京都墨田区東向島４丁目27番８―102号　東葉コーポ
債務者　山下　千草
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６号
埼玉県春日部市小渕538番地１　チェリーグラディオ202号
債務者　林　　昌克
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目10番地１　ファミーユ吉田203号室、旧住所埼玉県越谷市大字大林501番地２　ロイヤルステージ北越谷105
債務者　菅　　司朗
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２５３１号
札幌市中央区北１条東８丁目１番地　すずらん227号
債務者　井川　千尋（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１１号
北海道北広島市大曲末広２丁目１番地８
債務者　丸橋　弘美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１８号
北海道北広島市大曲南ケ丘４丁目14番地12
債務者　井上　圭太
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９３１号
札幌市北区篠路４条５丁目３番20号
債務者　菊地　　博
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９３２号
札幌市北区篠路４条５丁目３番20号
債務者　折田かよ子（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４４号
札幌市北区新川３条４丁目８番36号　マイルーム34―201号
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部